

21茅市相第36号
平成21年10月22日

湘北地区自治会連合会
会長 松本 公德 様

茅ヶ崎市長 服部 信明



平成21年度湘北地区市民集会に対する要望について（回答）

仲秋の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃、市政推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、平成21年9月18日付けでご要望のありました標記の件につきまして、次の
とおり回答いたします。

1. まちづくり問題（基盤整備、ごみ問題、環境問題）

1-1. 継続案件

1) 基盤整備問題

①「香川駅周辺地区まちづくり計画」について（担当：都市整備課）

香川駅周辺地区まちづくり整備計画については、5年で事業の完了をする短期施策、
10年以内に事業着手を目指す中期、10年以降に事業着手を目指す長期の計画となっ
ています。

平成21年度よりまちづくり交付金を活用し、短期の施策を実施しているところでご
ざいます。

具体的には、

- 1 「香川駅西口駅前広場の設計」及び「駅周辺地区まちづくりの事業化に向けた検
討」を、行っています。その中で今後まちづくりに向けた準備会（懇話会）等を設
置していく予定ですので、地権者の方や自治会の方等のご協力をお願いします。
- 2 自転車駐車場建設予定地は、今年度茅ヶ崎市土地開発公社から用地の買い換えを
行い、23年度中の開業を目指し調整を行ってまいります。
- 3 香川・甘沼線は、狭隘部分の香川三丁目17番1号（理容ホープ）より東側、香
川一丁目29番15号地先（畑）の約180m区間につきまして、地権者の協力を
得て用地測量及び用地取得に着手しております。

今後、より良い方向をめざし、地元の皆様と共にまちづくりを進めてまいりたいと考
えております。

②東海岸寒川線道路の鶴が台団地～鶴嶺高等学校間の工事予定について

(担当：道路建設課)

平成18年度に事業認可を受け、現在、用地買収を進めているところであり、平成20年度末で買収率66%となっております。平成21年度末には用地買収を完了させて、平成22年度からは上下水道等のライフラインの整備に着手し、平成23年度には、道路改良工事を行う予定であります。

③県道404号線（遠藤茅ヶ崎線）の歩道整備について（担当：国県事業対策課）

県道404号（遠藤茅ヶ崎）の歩道整備事業につきましては、現在、神奈川県により赤羽根交差点以北の用地買収及び工事が進められております。

今後の整備予定箇所につきましては、地権者からのご協力をいただく中で、歩道のない箇所を優先に整備を進めていきたいと県より聞いております。

今年度につきましては、甘沼地区の3箇所の用地買収が進められており、そのうち2箇所につきましては買収が完了し、残りの1箇所につきましては現在交渉中との事です。

市といたしましても、引き続き歩行者の安全性が高められるよう、事業に協力するとともに、早期の歩道整備について県に要望してまいります。

④松風台へのコミュニティバス（えぼし号）の乗り入れについて（担当：都市政策課）

コミュニティバスえぼし号北部循環市立病院線は、平成18年3月の運行から、利用者数は順調に伸びておりますが、現時点でも運行経費が運賃収入を超過している状況です。

【北部循環市立病院線 平成20年度利用実績】

- ・利用者数 49,653人
- ・運行経費 45,141,782円
- ・市負担額 35,711,305円（市負担割合79.1%）

この状況において、市としては現路線の使いやすさを念頭に改善を実施しており、昨年度は他路線との乗継をやすくするため時刻表を5分前倒しするという改善を実施しました。今年度においても、さらなる利便性向上を念頭に改善を検討しているところです。また、コミュニティバスえぼし号は、公共交通空白地区、不便地区の解消を優先する必要があると考えております。

御要望の松風台バス停への延伸については、上記の事情をふまえ、現時点では喫緊の改善事項とは捉えていないのが実情です。今後、運行経費を含め北部循環市立病院線の改善を検討、実施する中で実現可能性を探ってまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

⑤香川駅ホームの屋根増改築について（担当：都市整備課、都市政策課）

香川駅のプラットホームの屋根の増築要望につきましては、平成20年9月に神奈川県鉄道輸送力増強促進会議の相模線部会に提出をし、JR東日本に対しましても直接状況説明を行いました。

平成21年5月にJR東日本より当会議事務局宛、要望に対する回答がされましたが、

乗降人員などを総合的に勘案しながら、計画的に順次整備を進めていくとのことでした。今後も神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通し、引き続き要望をしていくとともに、現状が雨天時危険な状況であり、緊急性が高いものであることを、あらゆる機会をとらえて、JR東日本に対しまして直接、現状説明をするなどの働きかけをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

⑥香川仲通り水道道以北の狭隘道路の整備について（担当：道路管理課）

水道道からスーパークラウン駐車場までの区間につきましては、道路幅員が4.0mに満たない箇所もあり、今後、狭隘道路に接する敷地を所有される方より狭隘道路整備要項に基づき、後退用地のご協力をいただけた箇所につきましては、整備を考えてまいります。

⑦勘重郎堀の整備について（担当：都市整備課）

勘重郎堀の残りの部分につきましては、道路と勘重郎堀と隣接している土地においては、高低差が生じていることから、整備方法について庁内においても十分な調査・検討が必要となります。整備のための概略案を地元の方々や隣接している関係者の方に示させていただき、さまざまな意見をいただきました。いただいた意見や庁内の調整を進め、今後、整備のための案を示してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

⑧香川および甘沼地区に公園を設置することについて（担当：公園みどり課）

香川、甘沼地区におきましては、市が管理する公園及び緑地は、昨年度に甘沼地区での開発に伴う緑地が1か所追加されたことにより、現在8か所ございます。また、今年度、香川地区におきまして新規公園を1か所整備予定としております。

香川、甘沼地区は市域において比較的大きい区域の中では公園が少ない状況であることは認識いたしております。しかしながら、新たに土地を購入して公園を設置することにつきましては、現在の厳しい財政事情から困難な状況にありますため、地元地権者の方々や自治会の皆様のご協力をいただいた中で、公園として適当な候補地がありましたら借地公園等の整備を検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

2 福祉問題（老人・障害者、公共施設関係）

2-1 継続案件

1) 地域集会施設を湘北地区に作ってください（担当：市民活動推進課）

湘北地区におけるコミュニティセンターの設置につきましては、従来より地域の皆様から強いご要望があり、早急に対応しなければならない課題であると認識しております。

昨年度の市民集会においても香川駅周辺の土地が最適であるが、湘北地区全体に範囲を広げ、適当な面積の土地が見つかったら、施設の建設に向けて検討していきたいと回答しております。

しかしながら、依然として1000㎡を超えるまとまった土地の確保が困難な状況で

ございます。今後も、鋭意、情報収集に努めてまいりますのでご理解をお願いします。

2) 大山街道の歩道整備とバリアフリー化など具体策促進について

(担当：国県事業対策課)

県道44号(伊勢原藤沢)通称、大山街道につきましては、県道404号(遠藤茅ヶ崎)から県道45号(丸子中山茅ヶ崎)区間を神奈川県から市へ管理移管するための協議が進められておりますが、移管に伴う条件として、道路境界の確定、道路敷地の権原の取得、道路敷地内の私有建造物の撤去、舗装面の悪い箇所の打ち替え等の条件を付しているため、具体的な移管時期については未定です。

また、歩道整備やバリアフリー化等の歩行者の安全対策及び交通処理につきましては、今後、交通量等の状況を踏まえ、地元自治会を含め関係機関等で構成される検討委員会を立ち上げ、協議していきたいと考えております。

なお、「歴史の道としての整備をどう図るのか」とのご意見もいただいておりますが、大山詣の大山街道は各地にあるようですので、他市の例も参考にしながら、本市においてどのようなことが出来るのかを検討委員会で併せて検討していきたいと考えております。

3) 知的障害児(者)のSOSネットワークについて(担当：障害福祉課)

平成21年2月より「茅ヶ崎市障害児(者)のためのSOSネットワーク事業」を開始いたしました。すでに「茅ヶ崎市・寒川町徘徊老人のためのSOSネットワーク事業」が開始されておりますので、SOSネットワークの効果的な推進を図るための関係機関との連絡協議会には、高齢福祉介護課とともに出席をしております。

障害児(者)のためのネットワークでは、65歳未満の障害者を対象としておりますが、手帳を取得していない障害児、発達障害児(者)、高次脳機能障害児(者)等、必要がある方についても対象としています。ネットワークの関係機関は12カ所で、警察、保健福祉事務所、社会福祉協議会、民生委員児童委員、JR茅ヶ崎駅、タクシー会社等ですが、障害特性を考慮し、事業開始をきっかけに大型店舗と郵便事業株式会社にも御協力をお願いいたしました。

行方不明になってしまう可能性のある障害児(者)には、市へ事前に登録をしていただき、その情報を警察と共有し、捜索時に利用しますが、登録がない方についても捜索を行っています。平成21年9月末現在、事前登録者は29名です。また、SOSネットワークを利用した方は2名、協力施設で保護した方は1名となっております。

今後、障害児(者)が行方不明になった時に少しでも早く発見し、事故防止と安全が確保できますように御協力よろしく願いいたします。

4) 在宅介護の負担軽減策を実施してください(担当：高齢福祉介護課)

平成21年から平成23年度までの第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定にあたり、平成19年度に介護保険の要支援・要介護認定者の方の実態調査を実施いたしました。介護者の状況を見ますと、60歳代の介護者が29%と最も多く、75歳以上の方も21%となっており、介護期間でも、2~5年間で30%と最も多く、次に

5年～10年未満が20%となっており、介護者の高齢化・介護の長期化が明確になっています。また、介護者の続柄の状況としましては、配偶者28.9%、娘19.1%、息子の配偶者12.7%、息子10.7%となっており、男性介護者の増加も目立ってきております。

そのため、第4期高齢者福祉計画・介護保険計画におきましては、高齢者が地域において安心して生活できるよう支援体制を充実していくよう計画しております。

まず、身近な相談支援機関として、7ヶ所の地域包括支援センターの総合相談支援事業や介護予防マネジメント事業を充実させていきます。また、地域に認知症に対する理解者や支援者を増やすため、認知症サポーターを養成し、地域での見守り体制を強化して、認知症高齢者の介護者の負担軽減に努めます。

更に、男性介護者の孤立化を防止し、ネットワークづくりのために、男性介護者の情報交換会を新たに実施いたします。

施設整備につきましては、介護老人福祉施設1ヶ所100床を平成23年度までに整備するよう計画を進めております。介護老人保健施設につきましては、平成21年5月に104床の施設を開所いたしました。その他、平成23年度までに、介護専用型特定施設を1ヶ所70床、介護専用型以外の特定施設2ヶ所100床を整備いたします。

地域密着型の施設整備につきましては、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を2ヶ所36床、地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模有料老人ホーム）1ヶ所29床を整備する計画です。小規模多機能型居宅介護の事業所につきましても、現在3ヶ所を平成23年度までには、6ヶ所までの給付を見込んでおります。

また、質の高い介護保険サービスが提供できるよう介護保険サービス事業者の研修を実施するなどして、給付適正化事業の充実にも努めてまいります。

いずれにいたしましても、第4期の高齢福祉計画・介護保険事業計画につきましては、地域の皆さまのご支援ご協力がなければ推進できませんので今後もよろしくお願いいたします。

5) コミュニティバスに高齢者支援の施策について（担当：都市政策課）

コミュニティバス事業は、ルート、バス停等を柔軟に見直すといういわゆる社会実験として実施しており、市民のみなさまにとってより使いやすくするため、現在も様々な改善策を検討しています。

コミュニティバスの利用者数は順調に伸びているものの、まだまだ伸びる余地があると考えております。そのため、昨年度からさらに多くの方にコミュニティバスを利用していただくため、コミュニティバスを使ったイベントを実施するなどして、今まで利用されてこなかった方に対しましても様々なコミュニティバスの使い方を提案させていただいております。

このような状況において、ご提案のありました回数券の配付は、公平性の点等から課題が多くあるため、現在検討しておりませんが、今後もみなさまの利便性向上及び利用者数増のため今回のようなご提案を広くいただきながら様々な手法を検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

2-2 新規案件

1) コミュニティバスの路線変更について（担当：都市政策課）

コミュニティバスの乗継制度については、平成19年3月に導入し利用者数も順調に伸びている状況にあります。

コミュニティバスについては、路線バスを補完する役割を担っており、また、安易な路線延長は定時性（バスを時刻表どおりに運行すること）を遵守しにくくなることからなるべく避けたいと考えております。

しかし、ご指摘のとおり、分かりづらい制度は、コミュニティバスの利便性低下となりますので、今後も分かりやすい制度となるよう検討してまいります。

コミュニティバスの収支状況改善については、まず多くの方に利用していただけるようルート等の改善が第一であり、それに注力しつつ、あわせてさらなる利用促進を図るため、利用したことがない方に対して利用する機会を設けるイベントを実施するなどの方策を今後行ってまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

2) 出産費用の融資について（担当：保険年金課、子育て支援課、健康づくり課）

市において、出産費用の融資制度はありませんが、健康上の必要があるにもかかわらず、経済的理由により出産費用を支払うことができない妊産婦に対し助産施設（茅ヶ崎市立病院）において助産を受ける制度があります。

対象の世帯につきましては、市内在住で、生活保護世帯及び前年度の所得税の額が8,400円以下の世帯となりますが、世帯階層により条件がありますので詳しくはご相談ください。

また、妊娠届け出をすることにより、母親と子どもの健康の記録ができる母子健康手帳および妊婦健康診査受診券を交付しています。

妊婦健康診査受診券は、受診券により経済的な助成をおこなうことで、妊婦健康診査を受けやすくし、健康管理に役立てることを目的としています。

平成21年度から、1万円以上の健診料がかかるときに、1万円を助成する受診券1枚と、3千円以上の健診料がかかるときに、3千円を補助する受診券13枚の計14枚（49,000円相当）の受診券を交付しています。とくに問題のない妊婦の場合、妊娠期間中の妊婦健康診査の回数は14回前後となりますので、ほぼ、毎回の健診について、助成されることとなります。

なお、平成21年度から、2回目以降の3千円の妊婦健康診査の受診券は、医療機関だけでなく、市と契約が必要になりますが、助産院でも使えるようになりました。

最後に国民健康保険についてですが、現在、茅ヶ崎市国民健康保険での出産育児一時金につきましては、被保険者が出産した後に申請により支給する場合と、出産にかかる費用を医療機関等に支払うことが困難な方のために、出産前に申請していただく、医療機関委任払い（茅ヶ崎市と協定を結んでいる医療機関）、医療機関貸付払い（出産育児一時金の一部を貸し付ける）がありますが、平成21年10月1日からの出産育児一時金の支給については、制度の変更がありました。

国は緊急の少子化対策（平成21年10月から平成23年3月末までの暫定措置）として、安心して出産していただくために、医療保険制度（健康保険や国民健康保険など）

における出産育児一時金について、現在原則38万円を支給しているところを、4万円引き上げ、原則42万円になりました。

さらに、出産にかかる費用を病院などにお支払いいただいた後、各医療保険者から出産育児一時金を事後払いしているものを、お手元に現金がなくても安心して出産できるようにするため、原則として各医療保険者から直接病院などに出産育児一時金を支払う仕組みに改めました。そのため、出産される前にまとまった出産費用をご用意していただく必要がなくなりました。

3. 安全問題（防犯、防災関係）

3-1) 継続案件

1) 香川駅前交番の新設を早急に実現して欲しい（担当：企画調整課）

本市では本地区を含め、市内4地区で交番の新設要望が市民集会等を通じて提出されています。

香川駅前交番の設置につきましては、平成4年に地元の要望を受け、市として要望してから17年が経過しましたが、未だ実現には至っていません。

本年も、神奈川県に対して、神奈川県市長会や県議団を通して要望したほか、7月に神奈川県市町村課、神奈川県警察本部、茅ヶ崎警察署にも要望書を提出し要望したところです。要望にあたりまして、香川地区への設置を本市の要望順位第1位とし、本市における香川地区への交番新設の重要性を強く訴えているところです。

新たな交番の設置につきましては、要望地区の犯罪及び交通事故の発生件数、行政区・面積・人口等の実態、道路・鉄道の整備状況等のほか、隣接交番・駐在所等の位置関係などを総合的に勘案して検討しているとのことであります。神奈川県内では、他市町からも多くの交番新設要望が提出されておりますが、人的配置の課題などにより交番の新設は難しいと伺っています。

このように、現状においては交番の新設は難しい状況にありますが、今後も引き続き治安維持のため、交番設置の必要性を関係機関に粘り強く要望してまいります。

2) 相模線香川駅前踏切混雑解消対策と安全対策を（担当：都市整備課）

香川駅前踏切につきましては、「香川駅周辺地区まちづくり整備計画」の中で平面交差として位置づけ計画しております。駅施設整備につきましては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通し平成20年9月に要望を行い、平成21年5月に回答がされました。JR東日本より現時点では駅施設整備を行い橋上化すると、駅利用者がホームへ行くときに階段等を利用することになり、現在より不便になることが多いと考えられ、整備の計画はない旨の回答でした。今後も神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通し、引き続き要望をしてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

3) 甘沼・松風台に隣接するゴルフ場近辺の崖の安全対策について

（担当：道路管理課）

ご要望の箇所につきましては、本年6月25日（木）に急傾斜地パトロールを実施しており、状況に大きな変化はありませんでした。今後、現地の状況により、対策が必要

な箇所につきましては、関係する権利者等と協議してまいります。

4) 香川駅前の交通規制をしてほしい(担当: 国県事業対策課、安全対策課)

新湘南国道の高架下を利用した都市計画道路藤沢大磯線の県道404号(遠藤茅ヶ崎)から県道45号(丸子中山茅ヶ崎)区間が平成21年9月18日に全線供用開始されました。供用開始に伴い、平成21年9月18日より大型車進入禁止の交通規制がかけられました。これにより現道の県道44号(伊勢原藤沢)(通称、大山街道)のマルエツ前から、茅ヶ崎中央インター交差点北側の交差点からの大山街道への大型車進入が禁止されました。また、香川駅前通りにつきましては、大岡越前通りからの大型車進入が禁止され、これにより、香川駅前通りを大型車が通過することはできなくなりました。

なお、環境調査につきましては、都市計画道路藤沢大磯線の開通前に茅ヶ崎中央インター付近で実施しており、開通後につきましても同箇所において実施すると県より報告を受けております。

今後におきましても、交通量や騒音等、開通による影響を注視しながら、茅ヶ崎警察署交通課及び関係機関と連携し、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

3-2. 新規案件

1) 新型インフルエンザの流行に備えての対応について(担当: 健康づくり課)

本年4月に発生した豚由来の新型インフルエンザは、8月上旬より感染者が増えはじめ、8月中旬には流行シーズンに入ったと考えられており、10月上旬には流行のピークを向かえるのではないかといわれております。

このような中、茅ヶ崎市では、新型インフルエンザ対策本部を設置し、「新型インフルエンザ対策行動計画」や国、県の対処方針に沿って、市立病院や保健所、医師会などと協力しての医療体制の整備や、感染予防などに関する情報をチラシや広報紙、ホームページを利用した市民の皆様への提供、まん延期において市民サービスを低下させないための業務継続への取り組みなどを行っております。また、市立小・中学校において、学級閉鎖などの基準を設け、感染拡大の防止に努めております。今後も、状況に応じて柔軟、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

感染予防には、市民の方、一人ひとりが「手洗い・うがい」を敢行し、人混みへの外出を控えるなど、感染予防対策を日常的に行うことが大切です。また、せきやくしゃみをするときは、他の人にうつさないようにマスクを着用するなどのせきエチケットを心がけ、高熱などの症状が強いときは、医療機関に電話で相談し、早期に受診していただけますよう、お願いいたします。

2) みずき2丁目地内(スーパーマム南東交差点)に信号を設置してほしい

(担当: 安全対策課)

信号機設置につきましては、茅ヶ崎警察署と協議をする中で、県内全体で設置要望が多く、早急な対応が難しい現状であるとの回答を得ており、茅ヶ崎警察署管内において警察本部への申請手続が済んでいる比較的優先順位の高い順位にあるものであっても、順番待ちの状況であると確認しております。

ご指摘の交差点に信号機を設置することにつきましては、茅ヶ崎警察署と協議してまいります。他の交通安全対策を含め、自治会長にも現地に立ち会っていただきご相談したいと考えております。

3) 香川地区より要望しているカーブミラーの設置時期の確認(担当:道路管理課)
現地調査を実施しております。ご要望の箇所については設置位置を検討しておりますが、今後地元の方と現地の立ち合いをいただき進めてまいります。

4) 甘沼地域内の道路拡幅について(担当:道路建設課、道路管理課)
本市では、厳しい財政状況の中、市内の様々な課題について、緊急性や必要性による優先順位付けを行いながら、計画的に事業を推進しております。

ご要望をいただきました甘沼地域内の香川小学校通り(香川駅南側から県道遠藤茅ヶ崎線まで約1,500m)の拡幅であります。現在、香川小学校通りの内、香川まちづくり基本計画に合わせ、狹隘で溢水対策が急務となっております。香川三丁目17番1号『理容ホープ』前より東側、香川一丁目29番15号地先の約180m区間につきまして、平成21年度から平成25年度までの5箇年での完成を目途に下水道部とも連携して事業を進めております。

進捗と藤沢大磯線相模線高架下の開通等、沿線地域に与える交通の流れの変化を踏まえ、順次整備計画を策定していく予定でありますので、ご理解をおねがいたします。

なお、ご要望の路線の整備につきましては、湘北地区自治会の方々と協議を行うと共に、道路隣接地にお住まいの方や土地所有者等と整備方法について検討を行い進めてまいります。

5) みずき地内スピード規制について(担当:安全対策課、道路管理課)

ご要望の速度制限を含め、ドライバーに対する注意喚起看板や速度抑制のための路面標示などの設置や車両進入禁止の交通規制など交通安全対策につきまして、茅ヶ崎警察署交通課及び関係課と協議してまいりたいと考えております。

6) 鶴が台団地と円蔵地域に隣接する道路の交通規制について(担当:安全対策課)

ご指摘の道路につきまして、鶴嶺高校側の幅員が狭く、車両が進入しますと歩行者及び自転車利用者が通行できない状況であると把握しております。

車両進入禁止等の交通規制につきましては、茅ヶ崎警察署に相談してまいりましたが、交通規制の内容について自治会長にも現地に立ち会っていただき御相談したいと考えております。

4. 教育問題（学校、社会教育、学童保育）

4-1 継続案件

1) 生涯学習について

1) ①香川小学校生徒数増加に伴う教員の確保について（担当：学務課）

政令指定都市以外の市立小・中学校の県費負担教職員の任命権は県にあり、児童・生徒数の増加に伴う教職員の確保につきましては、毎年9月に行われる次年度の児童・生徒見込み数調査を基に県教育委員会が教職員の需給計画を立てていくことが始まりになります。

その後、1月に新入学及び転入・転出する児童・生徒数を見込んだ学級編制に関する調書を基に県費負担教職員定数の仮配当が県教育委員会によって行われ、4月初めの県費負担教職員定数配当表を基に、県教育委員会より定数が本配当され、その年度の教職員数が決定されます。

また、その際の教職員定数については、現在では「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（標準法）」に基づいており、小・中学校の学級編制基準は、40人となっております。

しかし、今後につきましては、教員が子どもと向き合う時間を確保し、教育に集中できる環境をつくるため、経済協力開発機構（OECD）加盟の先進国平均水準並みの教員配置（教員一人当たり生徒16.2人）を目指し、少人数学級を推進するという方向性も示されておりますことから、より計画的な教職員の人材確保を国、県に要望してまいります。

ご質問の中にもあります30人学級につきましても、教職員の増員や教室の確保等、大変厳しい状況ではございますが、学級編制基準の見直しや少人数指導の加配増を積極的に推進することにより、より一層充実した教育が実現できるよう、引き続き国、県に要望してまいります。

また、市教育委員会といたしましても、臨時的任用職員や非常勤職員の任用が円滑にできるよう、各市町の教育委員会や各地区の教育事務所との連携を図りながら、優れた人材の確保に努めてまいります。

②学校規模の適正化を数字で示して欲しい（担当：教育政策課）

平成19年2月に作成した「茅ヶ崎市立小学校・中学校の規模の適正化等に関する基本方針」では、適正規模の学校を12～24学級、31学級以上の学校で、児童・生徒数が概ね1,000人を超える学校を過大規模校として、学校規模の適正化を図るとしており最大でも児童・生徒数は、1,000人程度と考えております。しかしながら、緑が浜小学校のように、最高でも18学級、それ以上になると普通教室が不足するといったように学校自体の容量が小さいため、児童数だけでなく学校の施設規模により学校規模の適正化が必要になる学校もあります。

1学校としての最低生徒数の範囲につきましては、各学年1学級の場合は、クラス替えができない等の課題があります。しかし、本市の平成42年の年少人口（0から14歳）が約26,000人と言う将来人口の見込みからは、最低児童・生徒数を規定し、学校規模の適正化（統廃合）を図る状況はないと考えております。最低生徒数の範囲に

つきましては、各学年とも単学級が一つの目安ですが、具体的数字は定めておりませんので御理解をお願いします。

2) 将来少子化による空いた教室の活用方法について(担当:教育政策課)

普通教室に学級以外の普通教室が出た場合は、学校として必要な少人数学級や少人数指導のための教室、特別活動のための教室、学習室等に使用しています。学校によりましては、地域の大切な文化を伝えるための資料室等に利用しており、子どもたちが地域の歴史や文化を体感できる場所となっています。

また、鶴が台小学校では、一時的余裕教室があり、一時的に地域への開放にも供しているのはご承知のとおりでございます。

以上のように、教室の活用につきましては、各学校において、子どもの教育活動の向上に繋がる活用をしております。

また、新総合計画第5次実施計画に位置づけのある「通級指導教室の増設事業」などにおきましては、一時的余裕教室等を活用して設置していくことなどが考えられます。

現在、本市の小・中学校におきましては、一時的余裕教室はほとんどない状況でございますが、将来的な余裕教室については、視野に入れておく必要があると考えております。

3) 前年度、市民集会で学校教育ビジョンに関する回答内容について

①茅ヶ崎さわやかプラン」(茅の響きあい教育)(茅ヶ崎まなび)第5次(21～22年度)実施計画について

(A):家庭、学校、地域の役割と責任を再確認しつつの「再確認」について

(担当:教育政策課)

昨年度、『茅ヶ崎の教育に対するビジョンについて社会教育に対する考え方とその向かう方向性と具体的施策は?』のご質問へご回答申し上げた内容のうち、「家庭、学校、地域の役割と責任を再確認しつつの「再確認」について」でございますが、平成18年の教育基本法の改正におきまして、学校教育では、「児童・生徒が規律を重んずるとともに、学習意欲を高めることを重視すべきこと」、家庭教育については、新たに規定が設けられ、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないこと」、同様に、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」についても新規に規定され、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」とされました。

こうした学校、家庭、地域の果たすべき役割や責任をそれぞれには果たして来ているけれども、もう一度、確認しあい、次世代育成に向けて取り組んでいけるような教育基本計画を策定したいという意味でございます。

(B)：学校について地域が支援して盛り立てていくことについて(担当：教育指導課)

現在、各小・中学校では、それぞれの地域の特色を生かしながら、自治会・推進協・P T A等との連携を図る中で、地域・保護者の方々からのご協力を得て地域連携事業を実施し、学校教育の充実を図っております。

茅ヶ崎市教育委員会では、平成20年10月より文部科学省事業である「学校支援地域本部事業」の委託研究を受け、円蔵中学校・円蔵小学校・室田小学校の3校での取組を始めました。新しい学校支援の在り方として、地域コーディネーターとなっていたいただいた方々が学校のニーズに合わせて地域・保護者のボランティアを募り、環境美化活動や学区安全マップづくり引率、学校安全パトロール活動を実施するなど学校に協力する事業を行っております。

今後は、地域本部事業の実践を検証し、より効果的な学校と地域の協働・協力の在り方を探っていきたいと考えております。

(C)：茅ヶ崎の実情にあった実情について(担当：教育政策課)

次に「茅ヶ崎の実情に見合った実情とは、どのような事ですか、」についてでございますが、教育基本法の中では、国の定めた「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ、教育振興基本計画を定めるよう努めることが規定されましたが、本市では既に「茅の響きあい教育プラン」「ちがさき・まなびプラン」があり、それらのプランの検証と本市の教育における現状や課題などを挙げながら、茅ヶ崎市としての教育基本計画を策定していくという意味で、「茅ヶ崎の実情に見合った」と回答させていただいております。

(D)：家庭教育力について(担当：教育政策課)

昨年度、ご回答させていただきました中には「特に家庭教育力・・・」はございませんが、「家庭教育」については、さわやかプラン 第5次実施計画1-1に「家庭教育・地域教育」の位置づけがあり、その目標として、『生涯学習社会の基礎づくりとして、家庭や地域の教育力の充実を図り・・・』とあります。

この家庭の教育力は、「家庭における保護者の子どもの成長を促す様々な育児やしつけ、子どもの家庭での生活体験など」のことを指しています。

御質問の(A)(C)(D)の成果につきまして、教育基本計画につきましては、平成23年度から10年間の計画で現在策定中でございます。さわやかプランの第5次実施計画は、平成21年度から平成22年度の計画でございますので、成果については、現段階では、ご回答が難しい状況でございます。

②主事の役割と情報提供の情報網、組織等について(担当：教育政策課、生涯学習課)

社会教育法で規定された「社会教育主事の新たな役割」ですが、それまでは社会教育を行う者に対しての専門的技術的な助言と指導であったものが、新たに、「学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる」とされたものです。これによって、学校に

対して、学校が求める社会教育関係団体や地域の住民の皆さまの学習活動等を学校に紹介していくことができるようになり、学校教育と社会教育の連携を支えていく一つの柱になると考えます。

「家庭教育に関する情報の提供」は、それまでの「家庭教育に関する学習機会を提供するための講座の開設や集会の開催」に新たに加わったもので、現在は、文部科学省が発行している家庭教育手帳の配布等が情報提供となっていますが、今後は、国や県、市長部局から発信される情報は勿論のこと、家庭教育や幼児期の教育に関わる調査・研究を基にした情報など、いかに子育て中のご家庭や保護者の皆さまに、情報提供をしていくか、現在策定中の教育基本計画を推進する中で具体化し、効果的な取り組みにしたいと考えております。家庭教育に関わる情報提供についての情報網と組織等につきましては、現段階では以上のとおりでございます。

4-2 新規案件

1) 学童保育所(学童クラブ) 2箇所目の学童クラブ施設のお願いについて (担当: 保育課)

香川小学校区につきましては、近年小学校児童数の増加が顕著であったことから、平成19年度に公設化した時点において、他の児童クラブと比べて約1.5倍の床面積を有する施設を設置しております。

平成19年度に国が策定した「放課後児童クラブガイドライン」によると、1人当たりの床面積は1.65㎡を必要としますが、香川児童クラブの場合、全床面積は148.62㎡であり、現在入所している児童数90人(平成21年8月31日現在)で割り返すと数字上満杯の状態となっております。

実際のクラブ運営にあたっては、当該ガイドラインによると1クラブ当たり70人を限度としていることから、現状においては施設内を2クラブに分けて、それぞれのクラブに指導員を配置して適正な保育に努めているところです。

今後においては、ご指摘のとおり入所児童数がさらに増加することが予想されるため、新たな施設を設置していく必要があるものと考えております。

設置する場所、及び設置する時期等につきましては、関係機関と協議しながら検討を行ってまいります。

次に、児童クラブの学年制限を6年生までに拡大して欲しいというご要望についてですが、本市の児童クラブの運営につきましては、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の一環として行っております。放課後児童健全育成事業は、保護者が仕事などにより昼間家庭にいないおおむね10歳未満、基本的には小学校3年生までの児童に対して適切な遊びと生活の場を与えて健全な育成を図る事業とされております。

本市においては、茅ヶ崎市児童クラブ条例により小学校3年生までの児童を対象としておりますが、現状においては、入所に関して1年生から3年生を基本としたうえで、4年生以上の受け入れに関しても、施設に受け入れる余裕がある場合において、引き続き入所できることとしております。

今後につきましても、引き続き同様の柔軟な取り扱いを行ってまいりたいと考えております。

2) 市役所教育者の教育指導するに当たり、諸問題の対応について

(担当：教育指導課)

①生徒の携帯電話について

本市におきましても、教育委員会からの通知に基づき、携帯電話の取扱いに関するルールを明確化し、児童・生徒及び保護者に対し、学校だより等により提示するとともに、情報モラル指導や保護者会等でフィルタリングサービス等を推奨する等、注意啓発を継続的に行っております。教育委員会といたしましては、今後も子どもたちが、携帯電話を適切に使用できる力を身につけさせるための指導を推進していきたいと考えております。

②児童の生活や学習状況について

マスメディア等の報道からは、様々な社会の変化に伴い、学校での学習以外に様々な習い事や塾での学習等、児童がゆっくりと過ごす時間の不足や家庭での規則的な生活の保障ができないことが問題となっている状況や児童が体力を回復できないまま学校に登校している現状もあることが伺えます。

茅ヶ崎市においても授業の中で、個別に指導が必要な子どもたちの状況は見受けられるため、少人数指導の推進や個別指導の充実等、様々な方法でその解決を図っていく必要があると考えております。

③全国学力・学習状況調査について

全国学力・学習状況調査は、児童・生徒の学力・学習状況を把握分析することにより、施策の成果と課題を検証し改善を図ること。また、教育委員会や各学校が全国的な状況との関係において自らの教育施策の成果と課題を把握し改善を図ることを目的として実施されております。

本市としましても、本調査により測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育価値の一側面に過ぎないこと。学校間の序列化や過度な競争等につながるものがないようにとの配慮が必要なことから、学校ごとの調査結果につきましては、公表は行わないこととしております。

また、学校の最も重要な役割は、授業をはじめとした全ての教育活動の中で、児童・生徒一人ひとりの学習意欲を高め、確かな学力や豊かな心、健やかな体をはぐくむことが大切であると考えております。本調査結果を十分に検証し、その後の指導や児童・生徒の学習改善につなげて行くことが重要であり、現在教育委員会や各学校でその分析を行っております。質問紙調査結果も併せて分析することで、教員の指導方法や子どもたちをめぐる教育環境や生活環境の改善に向けて取り組んで参りたいと考えております。

④電子辞書について

基本的には、学校には備品として電子辞書は備えておらず、国語辞書・英和辞典・和英辞典等を利用して授業を進めております。児童・生徒の個別の状況で電子辞書等を利用して学習を進める場合もあるとは考えられますが、特に学習に支障があるという報告は受けておりません。

⑤ゆとり学習と総合学習の違いについて

「ゆとり教育」は、学習内容を精選し、その内容をしっかりと時間をかけて学んでいくことを意味しております。これは昭和52年告示の学習指導要領に「ゆとりと充実」というスローガンが掲げられたことに由来していると考えられますが、文部科学省が「ゆとり教育」と称したことはありません。一方、「総合的な学習の時間」は、思考力・判断力・表現力が求められる知識基盤社会において、探究型学力を育成する役割を担うべく教育課程に位置づけられたものです。従いまして、これらの両者は互いに相補的な内容にあり、比較するような関係にはありません。

教育委員会といたしましては、「ゆとり」か「総合」かの視点ではなく、社会的ニーズも含め、学習内容については精選し過ぎた面は是正し、より充実した形で基礎的・基本的知識・技能の確実な定着を図り、それらを活用する力の育成を両輪として伸ばしていくことが重要であると考えております。

⑥教育方法について

これからの学校教育においては、社会の変化に対応できる力や自己の生き方を考え、目的を持って自己実現を図ろうとする能力や態度を育成する必要があります。そのためには、単なる知識の習得だけでなく、様々な体験活動等を通して、生徒の内面に根ざした実感の伴う学習をしていくことが大切だと考えます。

特に、家庭や地域社会との連携及び保護者や地域の人々の協力を得る中で、社会との関わりを踏まえて、人としての生き方を実感できるような道德教育及びキャリア教育の一層の充実を図る必要があると考えております。

3) 社会教育で指導教育の一つとして、専門の講師のお話はどうでしょうか

(担当：教育指導課)

各学校においては、毎週実施される道德の時間を要として、全ての教育活動を通して、子どもたちが、法やルールの意義や遵守について理解し、生活習慣や規範意識、また自己肯定感や他者への思いやり等の道德性を養うことを目指して、道德教育の充実に取り組んでおります。道德の時間における専門の講師の活用につきましては、各学校で工夫して取り組んでおり、保護者から我が子への手紙等を授業に取り入れたり、地域づくりに貢献されている方々のお話を伺うなど地域の道德的素材を教材化し、子どもたちの心に響く道德の授業づくりを目指しております。

(事務担当 市民相談課広聴相談担当)

受付No.702